

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画を変更した件 二六〇
- 保安林の指定をする予定である旨の通知があった件 二六〇
- 道路の供用を開始する件の一部を改正する件 二六〇
- 都市計画を変更した件 二六〇

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二六二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二六二
- 福島県人事委員会 二六二
- 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 二六二

## 告 示

### 福島県告示第三百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、長野地区に係る県営長野地区中山間地域総合農地防災事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

土地改良事業変更計画書の写し  
 平成二十三年八月八日から  
 同 月二十九日まで (二十二日間)

南会津郡南会津町役場

(農村計画課)

### 福島県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 保安林予定森林の所在場所

郡山市三穂田町下守屋・三穂田町富岡・逢瀬町多田野・熱海町安子ヶ島・熱海町中山(以上五大字国有林。次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

### 福島県告示第三百七十七号

道路の供用を開始する件(平成二十三年福島県告示第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「同 郡同 町大字下浅見川字比屋陰一七番五地先」を「同 郡同 町大字下浅見川字比屋蔭一七番五地先」に改める。

(道路計画課)

### 福島県告示第三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域

公 告

公告第百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年八月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人リーフス

三 代表者の氏名

五十嵐 裕治

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市鳥谷野字二ツ石十一番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、その能力及び適性に応じ自立した日常生活または社会生活が営めるよう、就労支援及び福祉サービスに関する事業を行い、すべての人が地域で共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年八月五日

一 申請のあった年月日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十三年七月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人つくしの里福祉会

三 代表者の氏名

遠藤 稔

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市松川町字脇原三十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者の自立と社会参加、及び生きがい作りに関する事業を行い、障がい者の社会参加の促進と、地域との親交を通じ、地域の障がい者への理解や偏見や差別を是正することを目的とする。  
(文化振興課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月五日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十七号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表喜多方市の項中「支所 課長」を「支所 支所長 課長」に改め、同表岩瀬郡天栄村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 課長 出納室 室長」に改め、同表南会津郡只見町の項中「課長」を「課長 室長」に改め、同表白河地方広域市町村圏整備組合の項中「事務局次長 課長 総務課長補佐」を「事務局次長」に改め、同表福島地方広域行政事務組合の項を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)